

令和2年第10回10月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和2年10月12日(月) 午後2時00分から午後2時40分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、33人出席

4. 出席委員名

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 工藤 育江 | 2. 野宮富喜子 | 3. 笠井 正己 | 4. 新潟 亮 |
| 5. 吉田 秀美 | 6. 成田 正人 | 7. 菊池 昭二 | 8. 葛西 勝久 |
| 9. 秋田谷廣次 | 10. 工藤しのぶ | 11. 成田 金春 | 12. 杉森 広宣 |
| 13. 今 輝義 | 14. 鎌田 誠 | 15. 福井 清光 | 16. 盛 行春 |
| 17. 三橋 弘 | 18. 斉藤 鉄男 | 19. 成田 清繁 | 21. 工藤 恒實 |
| 23. 小山内 壽 | 24. 藤本 正彦 | 25. 工藤 正樹 | 26. 稲葉 武彦 |
| 27. 乳井 春光 | 28. 福井二三夫 | 29. 工藤 宰 | 30. 金澤 昭雄 |
| 32. 山本 康樹 | 33. 神 文敏 | 34. 羽場 晃 | 35. 對馬 泉 |
| 36. 浅見 春樹 | 計 33 人 | | |

5. 欠席委員名 20. 長谷川一幸、22. 長谷川秀樹、31. 横山 治彦 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第13号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第59号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について

議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第61号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第62号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第63号 農用地利用集積計画の決定について

議案第64号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉田 真也 次長 佐藤 公俊 農政係長 工藤 正輝

主事 秋田谷 暢駿 主事 吉田 純也 主事 西巻 壘斗

計6人

8. 会議の概要

事務局長(吉田真也)

定刻になりましたので、「令和2年第10回(10月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(山本康樹)

皆様におかれましてはご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。

市内の稲刈りも終盤を迎えているようです。今年は新型コロナウイルスの関係で外食産業が大きな影響を受けているため、国内の米の在庫量が大幅に残っているとのこと。よって来年度の主食用米の米価は、今年より安くなることが予想されるため、来年度に向けて飼料用米への切替も検討する必要があると思います。

また、任期満了に伴う農業委員の応募も9月25日で締め切られ、定員36人に対して37人の応募があり、今後は選考委員会が開催され決まる予定となっております。最後に、本日の総会では、皆様方から活発な意見が出されますようお願い致しまして簡単ではありますが、開会の挨拶と致します。

事務局長(吉田真也)

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長(山本康樹会長)

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には、28番福井二三夫(ふみお)委員、29番工藤宰(つかさ)委員を指名いたします。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第13号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 議案第59号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について
- 議案第60号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第61号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第62号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第63号 農用地利用集積計画の決定について

議案第64号 農用地利用集積計画の決定について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（山本康樹会長）

はじめに、「報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、「報告第13号公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」の2件を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

1ページをお開きください。報告第12号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第12号は、番号112番から2ページ115番までの4件です。田の解約が3件で面積は11,683㎡、畑の解約が1件で面積は4,797㎡です。解約の理由はすべて合意による解約です。以上で報告を終わります。

続いて、3ページをお開きください。報告第13号について説明いたします。

「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。

3ページの番号6番と7番は、8月21日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため申請し8月の総会で、8番は9月18日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため申請し9月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、6番と7番は8月28日に、8番は9月25日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（山本康樹会長）

報告については、以上のとおりと致します。次に、「議案第59号空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（秋田谷主事）

4ページをお開きください。議案第59号について説明いたします。「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について」農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため、別紙のとおり別段面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由としては、五所川原圏域空き家バンクに登録された空き家に付属する農地について、空き家と共に権利を取得する場合に限り、「つがる市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、別段面積1㎡の区域に指定したいのでその承認を求めるものです。

5 ページをお開きください。本案件の申請は 1 件で、5 ページが申請書の写し、6 ページが申請地の位置図となっております。申請農地は 8 月 17 日付けで空き家及び宅地と共に空き家バンクに登録完了しており、空き家の権利を取得する方の経営面積に関わらず、耕作目的で利用できるようにするための別段面積 1 m²の区域の指定を受けるための申請です。申請農地は、空き家と小屋が建っている宅地と隣接し、一体の土地となっております。なお、権利取得希望者はまだ現れていないとのこと。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 59 号の質疑を終結致します。これより、議案第 59 号を採決致します。おはかり致します。議案第 59 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に、「議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

7 ページをお開きください。議案第 60 号について説明いたします。「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 2 年 10 月 12 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 60 号は、189 番から 10 ページ 197 番までの 9 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が 4 件で田が 29,114 m²です。「一般の売買」が 1 件で畑が 4,680 m²です。「贈与」が 4 件で田が 4,321 m²、畑が 1,916 m²です。全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 1 ページから 3 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。次に、売買価格について説明します。7 ページ 189 番の田は総額 45 万円、10a 当り約 14 万 3 千円、190 番の田は 10a 当り 35 万円、191 番の田は 10a 当り 30 万円、192 番の田は総額 136 万円、10a 当り約 16 万 4 千円、193 番の畑は総額 10 万円、10a 当り約 2 万千円です。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結致します。これより、議案第60号を採決致します。おはかり致します。議案第60号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に、「議案第61号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、21番 工藤恒実 委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（21番 工藤恒実委員退席）

議長（山本康樹会長）

それでは、議案第61号について説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

11ページをご覧ください。議案第61号について説明いたします。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第61号は11ページ910番の1件です。所有権移転の「あっせんによる売買」で面積は田が21,692㎡です。別添の農地法第3条調査書4ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われれます。

次に、売買価格について説明します。11ページ、910番の田は10a当り30万円です。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長 (山本康樹会長)

ないようですので、議案第61号の質疑を終結致します。これより、議案第61号を採決致します。おはかり致します。議案第61号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長 (山本康樹会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり許可することに決定致しました。21番工藤恒實委員入室願います。

(21番工藤恒實委員入室、着席)

議長 (山本康樹会長)

次に、「議案第62号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (吉田主事)

12ページをお開きください。議案第62号について説明いたします。「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。

番号27番と28番の申請地は、車力町の田2筆で面積は合わせて775㎡です。中泊風力発電事業における機器資材運搬輸送通路として使用するため2年間の一時転用申請となります。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。

続いて番号29番の申請地は、富范町の畑1筆で面積は1,226㎡です。中泊風力発電事業における機器資材運搬輸送車の転回場所として使用するため2年間の一時転用申請となります。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。

最後に13ページ番号30番の申請地は、木造館岡の田1筆で面積が8,491㎡です。砂地部分を掘削し、土を入替えて保水を高めるための一時転用申請です。この農地は、昨年10月の総会で意見を求め可決し、県の許可も下りましたが作業が7割ほどしか進んでおらず、一時転用の期間である令和2年11月16日までに完了できないことから、作業継続のため再度申請するものです。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。2番野宮富喜子委員報告をお願い致します。

現地確認の報告をいたします。本日午前10時00分より、「34」番「羽場」委員と私「2」番「野宮」、事務局長と吉田主事の4人で確認してまいりました。12ページの番号27番と28番の申請の場所は、舞子食堂より東に約270mに位置し、周辺は農地や宅地、雑種地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

12ページの番号27番と28番の申請の場所は、舞子食堂より東に約270mに位置し、周辺は農地や宅地、雑種地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に13ページ番号30番の申請の場所は、平滝沼公園より北東に約630mに位置し、周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（山本康樹会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結致します。これより、議案第62号を採決致します。おはかり致します。議案第62号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次に、「議案第63号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（秋田谷主事）

それでは14ページをお開きください。議案第63号について説明いたします。「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。議案第63号は、14ページの番号300番から31ページの番号340番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通じた賃貸借」で、田が2件、面積が6,295㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が3件、樹園地が1件、面積が合計51,254㎡で

す。次に、「再設定の賃貸借」で、田が 34 件、畑が 1 件、面積が合計 347,489 m²です。次に、「再設定の使用貸借」で、樹園地が 1 件、面積が 1,474 m²です。議案第 63 号の合計としまして、田が 39 件、畑が 1 件、樹園地が 2 件、合計 41 件、面積が合計 406,512 m²です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（山本康樹会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ないようですので、議案第 63 号の質疑を終結致します。これより、議案第 63 号を採決致します。おはかり致します。議案第 63 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（山本康樹会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は、原案のとおり決定致しました。

議長（山本康樹会長）

次の議案第 64 号については、本職が関係しておりますので、議長を乳井会長職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、乳井会長職務代理者、よろしくお願い致します。

議長（乳井会長職務代理者）

会長職務代理者の乳井です。暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願い致します。

それでは、「議案第 64 号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については 21 番 工藤恒実委員、32 番 山本康樹委員、8 番 葛西勝久委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願い致します。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（21 番 工藤恒実委員、32 番 山本康樹委員、8 番 葛西勝久委員が退席）

議長（乳井会長職務代理者）

それでは、議案第 64 号について説明を求めます。

事務局説明（秋田谷主事）

それでは 32 ページをお開きください。議案第 64 号について説明いたします。「農用

地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和2年10月12日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第64号は、32ページの番号914番から34ページの番号917番までです。内訳ですが、「新規の使用貸借」で畑が1件、面積が70,634㎡です。次に、「再設定の貸借」で、田が3件、面積が41,128㎡です。議案第64号の合計としまして、田が3件、畑が1件、合計4件、面積が合計111,762㎡です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(乳井会長職務代理者)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(「なし」の声があり)

議長(乳井会長職務代理者)

ないようですので、議案第64号の質疑を終結致します。これより、議案第64号を採決致します。おはかり致します。議案第64号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議長(乳井会長職務代理者)

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり決定することに決定致しました。21番工藤恒實委員、32番山本康樹委員、8番葛西勝久委員、入室願います。

(21番工藤恒實委員、32番山本康樹委員、8番葛西勝久委員、入室・着席)

議長(乳井会長職務代理者)

ここで、議長を山本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

議長(山本康樹会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

(吉田事務局長説明)

- 1) 日 時 令和2年11月 9日(月) 午後2時00分より
場 所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」 視聴覚室

- 2) 日 時 令和2年12月 3日(木) 午後2時00分より
場 所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」 視聴覚室

2. 事務連絡

(佐藤次長説明)

1) つがる市農業委員会委員の応募及び推薦結果について

(工藤係長説明)

2) 営農状況・意向調査の実施について

(工藤係長説明)

3) 農業者年金加入推進委員勉強会の開催について

(工藤係長説明)

4) 農業者年金加入推進（戸別訪問）のお願いについて

(秋田谷主事説明)

5) 農用地のあっせんのお願について

(佐藤次長説明)

6) 講座の開催について

令和2年度「第27回青森県農業簿記講座」の開催について

議長（山本康樹会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。

これで令和2年第10回（10月）つがる市農業委員会総会を閉会致します。

(午後2時40分)